

論文の内容の要旨

氏名：堀 川 徹

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

論文題名：日本古代における地域支配制度の研究

日本古代国家形成過程という問題について、文献史学の立場からはエンゲルスや石母田正の国家論を基準として分析が進められ、様々な論点を含みながら現在まで議論されてきた。なかでも石母田は古代において在地首長制がどのように立ち現れてくるかという視角から、地域支配制度とりわけ国造制を素材として国家形成史を分析した。そしてその視角は在地首長がいかなる発展段階のなかで王権に取り込まれてきたか、あるいは在地首長がいかなる地域支配を行っていたかという点で在地首長制の実体化を目指す方向に継承されてきた。しかしそれは地域支配制度の制度的性質と在地首長の性格を融合させて理解する側面ももつため、地域社会の実体のある程度明らかにする一方で制度的性質と在地首長の性格を見失う結果をもたらすことになった。国家は自然発生的に生まれるのではなく、人間の営みによって生まれてくる以上、国家形成史を考えるためには在地首長制の実態という下からのベクトルの検討だけでなく上からのベクトル、すなわち王権がいかにして在地首長および地域社会を認識し、組織・支配していたかという視角が必要になる。そのため本論文では在地首長制論などの理論的枠組みと地域支配制度の結合をいったん解き、制度史的視角から民衆がどのように認識され、組織・支配されてきたのか、またそこにある支配論理を析出することを課題として設定した。

第1章では人制と部民制を取り上げた。おおよそ人制から部民制への展開は共通理解であるが、それがどのような質的变化を伴うものなのかという点は共通理解がない。そこで人制から部民制へ至る際の質的变化の析出を課題として検討を行った。その際、「人」や「部」が王権から与えられる表記であることを踏まえ、実態論よりも王権による認識という視角が有効であると考えた。そして人制は地域社会の中から一定の人物を上番させ、上番先で二次的に編成した集団が王権に仕奉するシステムとした。一方で部民制は一般民衆までを対象として、一次集団を部民として設定し、王権に仕奉させるシステムとした。また、そのことは王権は人制を通じて民衆までを支配していたわけではなく、部民制の施行に伴って民衆までを支配対象とすることを可能にしたという質的变化を明らかにした。

第2章では県・県主制を取り上げた。県・県主制はこれまで地域支配制度として国家形成史に位置づけられてきた一方で、地域支配制度であるということは証明されないまま自明の前提として扱われてきた。そこでここでは県・県主制が地域支配制度として捉えるべきか否かという点を課題として設定した。とりわけ三嶋竹村屯倉設置説話を素材とし、労働力の徴発の様子から検討した。その結果、王権は県支配下の民衆を徴発していないこと、ミヤケの労働力徴発は王権が国造を経由して行っていることから、王権にとって県支配下の民衆は支配の埒外にあり、王権による民衆支配は国造制の成立を待つ必要があることを明らかにした。すなわち県主が在地首長として地域支配を行っていたというこれまでの理解は、県主固有の性格ではなく、首長としての性格がそれを可能にしていた。そして県はこれまで県主が在地首長で、王権は彼らを通じて地域支配を行っていたという前提からの論理的要請によって人間集団として理解されてきたが、それは誤りであり、王権の直轄地として捉えるべきことを明らかにした。

第3章では国造制の成立過程を取り上げた。先行研究から導き出される問題点として、①国造制の成立を見る場合何が基準とされるべきか、②在地首長制論とは切り離れた制度的成立、③成立の背景があげられる。これらを課題として検討を進めた。その結果、在地首長制論と結合した国造制論の場合、国造（首長）の質的变化が基準とされてきたが、首長的性格の変化よりも王権がどのように認識し、組織・支配するかという点こそが国造制の成立基準とすべきであり、そのことが国造制の制度的性質を明らかにすると考えた。そのため国の成立こそが国造制の成立基準として捉えられると判断した。国はこれまで様々な研究がなされてきたが、国が指す領域概念が曖昧であったことを踏まえて領域概念の設定を行った。領域の性格は、地域社会によって設定された「共同体的領域性」・地域社会によって設定された領域に王権側から何らかの力が加わっている、あるいは承認された「制度的・共同体的領域性」・王権によって設定された「制度的領域性」と分類が可能で、国造制における国は「制度的・共同体的領域性」の概念で捉えられるとした。この視点から国造制の成立を捉えると、磐井の乱

後に西国に施行され、少し時期を遅らせて東国に成立し、その背景には対外関係や軍事的要因に起因する形で成立したことを明らかにした。

第4章では、これまでのミヤケ制研究を振り返り、ミヤケ制研究が研究上どこまでを射程しうるのかという点を検討した。古くは土地所有との関連から、ミヤケの面的展開と国家形成史を関連させることでその有効性が主張されてきた。しかし記紀批判など研究手法の深化によって面的展開と国家形成史の結合が切り離され、本質論へと移行した。しかしそれまでの研究で導き出されてきた国家形成史をも射程に置くという位置づけは更新されることはなかった。そのため改めてミヤケ制がどのように位置づけられるかという点を検討すべきとした。その結果、ミヤケ制は律令制成立までの地域社会に通底するものであって、地域支配や開発・生産、外交の実態を復元する点では有効な視点になりうるが、その性格上、あらゆるものに解消され、それを単独で評価して国家形成史を射程に置くことは過大評価であると指摘した。ミヤケ制は地域支配などを補助するものであって、王権の施策を確実に機能させるための装置として捉えるべきとした。

第5章では武蔵国造の乱を素材として、国造制やミヤケ制の具体像を検討した。これまでの武蔵国造の乱研究における使主と小杵の本拠の理解とは異なり、使主が南武蔵に勢力を持ち、小杵が北武蔵に勢力を持っており、その背景には交通路の関係があると指摘した。また、その理解は「国造本紀」記載の系譜関係とも合致するものであるとした。

第6章では評制の史的前提と史的意義について検討した。評制の成立について、その前提となる社会構造に焦点をあて、国造制と部民制の関係性を取り上げた。評制の前提は国造制と部民制であって、ミヤケ制はそれらに解消されるものであると考え、とりわけ国造制が地域支配制度の根幹に据えられるべきであるとした。国造制は国造と人間集団の人格的關係を根底に一定の領域区画によって編成され、部民制は族性的原理に基づいて編成されるという社会編成原理の差異を示した。その結果、国造制と部民制は貢納関係などが別系統として扱われるが、国造制の一元的支配は否定されるものではなく、部民に編成された集団は国造と伴造の両属的な位置にあるとした。そのような状況の中、部民制の運動によって地域社会の秩序は肥大化・錯綜化をおこし、多元的な秩序や貢納奉仕関係が生まれていたとした。そしてそれらを止揚し、一元化を実現する形で評制が成立したことを明らかにした。評制は社会編成および貢納奉仕関係において評価されるべきで、様々な紐帯で結びついた集団を包み込むものであったことを明らかにした。

第7章では評制の展開過程について検討した。評制が前後期に分類できるとする理解は社会編成の側面から言及されたもので、他の視点からこれを検証する必要がある。また、7世紀後半は他の地域支配制度についても展開をみせる時期であり、評制の展開を軸として国司・国造の質的变化にも言及した。そこで評官人任用システムに焦点をあて、8世紀以降の郡司の任用システムの遡及性という視角から検討した。その際国擬と式部省銓擬の存在に着目した。その結果国擬は天武5年まで、式部省銓擬は天武7年まで遡りうることを示した。このころを境に評官人任用における主体性が、地域社会から王権へと変化したこと、すなわち大化以前の国造的な任用過程から律令官人的な任用システムへと変化したことを明らかにした。この背景には国司の常駐化と国造の性格の変化があり、国司が天武5年を境として常駐し始めること、国造が天武5年を境としていわゆる新国造としての位置づけに変化することを示し、天武5年から天武7年という時期が官人任用システム、あるいは地域支配制度の大きな転換点になることを示し、天武朝の国境画定事業やそれに伴う評の編成原理の変化についても、評官人の性格の変化を合わせて評制の展開、または地域支配制度の展開という長いスパンで捉えるべきとした。

最後に律令制成立以前の地域支配制度についてまとめた。律令制成立以前の地域支配制度はおおよそ3つの段階に分類することが可能で、王権運営に係る人物のみを編成し、民衆に対する支配を行っていなかった段階(6世紀初めまで)、国造や伴造に代表される「造」表記を持つ人物を結節点として間接的に民衆の支配を可能にした段階(7世紀後半まで)、戸籍を通じて王権が直接的に民衆への支配を可能にし、評官人が律令官人的な位置づけを得て、民衆の管理という側面を持ちだした段階(7世紀後半以降)とした。これまでの地域支配制度の研究においては在地首長と地域支配制度における首長とを合わせて捉えていたためにそれぞれの制度的性質、すなわち社会編成原理や支配論理の展開について明らかにしえなかった。本論文ではこのように民衆に対する組織・支配原理および王権の支配論理の展開を析出し、この点をもって本論文の課題に対するこたえとする。